

安全性評価事業（Gマーク）を新たに申請される事業所のみなさまへ

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための認定制度です。

ここでは、Gマーク認定に必要な評価項目の配点について説明します。評価項目の詳しい内容につきましては「申請案内」等でご確認願います。

Gマークは以下の配点により評価されます。

評価項目

①	安全性に対する 法令の遵守状況	配点40点 基準点32点	◇ 当実施機関の巡回指導結果
			◇ 運輸安全マネジメント取組状況
②	事故や違反の状況	配点40点 基準点21点	◇ 重大事故・行政処分の状況
③	安全性に対する 取組の積極性	配点21点 基準点12点	◇ 安全対策会議の実施、運転者の教育などの取組の 自己申告事項

！ご注意ください！

期間：2021年7月1日～2022年10月31日

さらに、以下の要件を満たすことにより認定されます。

認定要件

- (1) 上記①～③の評価点数の合計点が80点以上
- (2) 上記①～③の各評価項目において基準点数以上
- (3) 貨物自動車運送事業法の認可、届出、報告が適正であること
- (4) 社会保険等加入が適正であること（事業所に所属のすべての従業員・法で定められたアルバイト・パート）

！ご注意ください！

安全性に対する法令の遵守状況の「当実施機関の巡回指導結果」については、
2021年7月1日～2022年10月31日の期間での巡回指導の点数となります。
従いまして、**昨年7月以降ですでに巡回指導が実施された営業所**につきましては、その巡回時の結果が評価点数となります。

※前年度申請（2021年度）の評価で“安全性に対する法令の遵守状況”の基準点（32点）に満たさず認定されなかった営業所は、上記期間内に改めて巡回指導を実施致します。

※2021年7月以降、巡回指導がまだ実施されていない営業所につきましては、上記期間内に巡回を実施致します。

巡回指導、その他詳細につきましては大阪府トラック協会 適正化事業部までお問い合わせ下さい。

※申請期間中は電話が大変混雑するため、ご相談や書類のチェック等のお問い合わせは、**6月中にお済ませください。**